

羽生市立新郷第二小学校いじめ防止等の基本方針

はじめに

羽生市立新郷第二小学校は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、児童が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定するものである。

I 「いじめの定義」と「いじめ防止等に関する基本的な考え方」

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

本方針において「いじめ」とは、児童に対して、本校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的、又は物理的な影響を与える行為（インターネットやSNS等を通じて間接的に行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行う。いじめの有無の判断は、「受けている児童の気持ち」によることとする。

【いじめの具体例】

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間外れ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、けられたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、けられたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- LINEで仲間外れにされたり悪口を言われたりする。
- その他

例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、また軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらず良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使用せずに指導するなど、柔軟な対応による対処をすることもある。ただし、これらの場合であっても校内組織において情報共有は必要とする。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの児童にも、どの学校にも、また学校外でも起こりうるものである。そのため、いじめを防止するためには人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開する。「いじめを生まない教育活動の推進（未然防止）」「早期発見・早期対応」の取組を、学校は家庭・地域・その他関係機関と連携を図りながら取り組む。

教職員は、いじめを発見したとき、いじめと疑われる事案を発見したときには、必ず生徒指導委

員会等の校内組織や管理職への報告など迅速に対応することで「早期解決」に努めることが責務である。担任が一人で抱え込んで事態を悪化させるようなことは絶無とする。

II いじめ問題に取り組むための校内組織

いじめ防止対策推進法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としている。

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに下記の組織及び管理職に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校は組織的に対応しなければならない。

1 生徒指導推進委員会

- (1) 構成員 校長、教頭、主幹教諭(教務主任)、生徒指導主任
学年主任、養護教諭、その他校長が任命した職員
心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者
- (2) 活動
・生徒指導年間計画の企画と実施
・教職員の資質向上のための調査研究の推進(校内研修の企画と運営)
・いじめの未然防止についての取組(講話等)
・いじめの早期発見に関する取組(質問紙等)
・いじめ防止基本方針の見直し
- (3) 開催 毎月1回を定例会とし、その他必要に応じて開催する。

2 いじめ問題調査委員会

- (1) 構成員 生徒指導推進委員会のメンバーに加え、必要に応じて
市教委指導主事、スクールカウンセラー、関係諸機関の職員 等
心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者
- (2) 活動 重大事態が発生した場合の対応(対応方針の決定、情報収集、事実確認)
- (3) 開催 重大事態が発生したときに開催し、調査に当たる
- (4) 重大事態とは

- いじめにより、
①生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合(法第28条第1項第1号)
②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合(同第2号)

III 未然防止

いじめはどの児童にも起こりうる、その児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止にすべての教職員が取り組む。

1 未然防止のための措置

- (1) いじめについての共通理解
① いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、教職員間での

- 共通理解を図るために、定期的に研修を実施する（4月、8月、12月）。
- ② 児童に対して、教職員が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
 - ③ 児童に対して、いじめを見て見ぬふりをすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを認識させる。
 - ④ 日頃から、児童と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する。

（2）いじめに向かわない態度・能力の育成

- ① 道徳教育や人権教育の充実を図る。授業参観等では、道徳の授業を保護者・地域に公開する。
- ② 体験活動を充実させ、「一人一人が活躍でき、互いに認め合う」なかで、友人関係を築き社会性を育む。
- ③ いじめ防止の標語や集会など、児童が主体的に考え行動するような取組を計画する。
- ④ ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに対処できる力を育む。
- ⑤ ネットトラブルを防ぐためにインターネットとSNSの正しい使い方を指導する。

（3）わかる授業・楽しい授業づくり

- ① 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスにならないよう、わかる授業・楽しい授業を行う。
- ② すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。

（4）自己有用感や自己肯定感の育成

- ① 児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を設けることで、児童一人一人の自己有用感を高める。
- ② 困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けることで、児童一人一人の自己肯定感を高める。

（5）教職員の言動・姿勢

- ① 「何も起こっていないときの指導の大切さ」を認識する。
- ② 児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインをあらゆる機会を捉えて把握し見逃さない。
- ③ 教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

IV 早期発見・早期対応

様々な手段を講じることで、いじめの早期発見に努める。

| 教職員がいじめについて理解する

- ① いじめは教職員や大人の気づきにくいところで行われる。
- ② 潜在化しやすい。
- ③ 児童に関わる全ての教職員の間で情報を共有する。

- ④ 保護者と連携して情報を収集する。

2 早期発見の手立て

(1) 教職員の気づき

- ① 休み時間や昼休み、放課後等の機会に、児童の様子に目を配る。
- ② 「児童のいるところには教職員がいる」ことを目指す。
- ③ 児童の「小さな変化を見逃さない」ために日頃より丁寧な観察を行う。

(2) 早期発見のための体制整備

- ① 教職員の気づきを、学年主任（学年職員）・授業担当者・生徒指導主任・養護教諭・教育相談員、管理職等、全教職員で共有し、観察・見守りを迅速に行う。
- ② 学校全体として定期的な児童及び保護者に個別面談を実施する。
- ③ 児童の様子で気になることは、その都度、担任から保護者に電話連絡等で確認する。

(3) いじめ実態調査アンケート

- ① 「学校生活アンケート」を実施し、児童の悩みや人間関係等を把握する。
- ② アンケートをもとに、全児童を対象にした教育相談を実施する。

(4) 個人面談

- ① 毎月下旬に、希望した保護者を対象とした個人面談を実施する。

(5) 「相談できること」の周知

- ① 全教職員で、日常生活の中での児童へのあいさつや声かけなど、児童がいつでも・どこでも・誰でも相談できる環境をつくる。
- ② 保護者に「教育相談日」また教育相談日以外でも、学校・担任に気軽に相談できることを周知する。市教育委員会には心理専門員が勤務していること、相談できることを周知する。
- ③ 関係諸機関、特に臨床心理士や教育相談員、中学校配属のスクールカウンセラー等、市教育委員会との連携を積極的に進めることで、児童及び保護者の相談機会を多様にして、それを保護者に周知する。

3 相談しやすい環境づくり

教師や保護者等に相談した児童が、いじめの加害児童から「チクった」と言われていじめの対象になったり、いじめが助長されたりせぬよう、教職員はその対応に細心の注意を払う。

V いじめに対する措置

I 基本的な考え方・対応

- #### (1) 教職員によるいじめの事実確認を迅速かつ正確に行い、必ず校内対策組織に報告を行う。
- ① いじめに関わった当該者双方から個々に状況を聞き取り記録する。
 - ② 状況によって、周囲にいた児童からも話を聞き、聞いた情報を付き合わせる。
 - ③ 食い違いが生じた場合は、再度該当者から聞き直し確認する。
 - ④ いじめの事実確認について、校内対策組織に必ず報告する。（報告義務）

(2) いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援を行う。

① 児童に対して

ア 「いじめから最後まで守ること」を伝え、心の安定を図る。

イ 休み時間等も教師による見回りを行い、いじめが継続しない体制を整える。

② 保護者に対して

ア 発見したその日のうちに複数の教職員で家庭訪問し、保護者に事実関係を伝える。

イ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。

ウ 家庭で児童の変化に注意してもらうとともに、継続して家庭と連絡を取りながら、解決に向かって取り組んでいくことを伝える。

エ 今、どのような状況になっているか等の指導経過をこまめに連絡する。

(3) いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を行う。

① 児童に対して

ア 「いじめは絶対に許さない」をいう毅然とした態度で臨み、事実を確認していじめをやめさせる。

イ いじめの理由や背景を探り、根本的な解決を図る。

ウ 状況に応じて、学校カウンセラーや相談員、関係諸機関と連携を図って指導にあたる。

② 保護者に対して

ア 学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応を取ることを伝える。

イ 被害児童、保護者に対して適切な対応（謝罪等）をするように伝える。

ウ 指導経過をこまめに連絡することで家庭の協力を得る。

(4) 所轄警察署との連携を図る。

ア 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、早期に所轄警察署に相談し、連携を図る。

(5) 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止に関する措置を定める。

ア 他の児童の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合には、いじめ等調査委員会を開催し、教育委員会の指導のもと、懲戒や出席停止等の措置を検討する。

2 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットやSNSを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当の期間は、3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を受けていないこと。

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

また、いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び当該児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。さらに、必要に応じ、被害児童の心的外傷ストレス(PTSD)等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

3 重大事案への調査・対応

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、または児童が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるときには、次の対処を行う。

(1) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ① 当該者双方と周囲の児童から別々に状況を聞き取り、記録する。この場合、複数の教員による聞き取り事項は決めておく。
- ② 状況によっては、学級や学年、学校全体としてアンケート調査をする。
- ③ いじめを受けた児童の保護者からも状況を聞き取り、記録する。
- ④ 知り得た情報は対策組織において共通理解し、不明な点や矛盾点が出た場合は、再度聞き取り調査とアンケート調査等を行う。

(2) 調査結果の提供及び報告

- ① 調査結果は、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係やその他の必要な情報を適切に提供する。(情報を適切に提供する責任)
- ② 調査結果は、市教育委員会に報告する。
- ③ 調査結果は、対策組織において共通理解を図るとともに、窓口は一本化する。
- ④ 調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

VI インターネットやSNSを通じて行われるいじめに対する対策の推進

1 インターネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン又はゲーム機などをを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のサイトや掲示板、SNS 等に書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

2 未然防止

学校での情報モラル、情報リテラシーの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し指導を行う。

(1) 学校から保護者へ

- ① 児童のパソコンや携帯電話等の管理の責任は家庭にあり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童を危険から守るためのルール作りを、「子どもたちがスマホ・ケータイを上手に使う羽生市のルール」に則って行うこと。

- ② インターネットや SNS の利用は、「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもち、情報提供の協力を求めること。
- ③ ネット上のいじめは、他の様々ないじめ以上に児童たちに深刻な影響を与えるという認識をもち、児童のインターネットや SNS の利用の様子の見守りを各家庭で行うこと。
(必要に応じて児童の LINE の書き込みなどを確認すること。)
- ④ トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化(メールを見たときの表情の変化など)に気付いたときは躊躇なく問い合わせること。

(2) 学校から児童へ

- ① 年に 1 度、携帯マナー教室等の情報セキュリティをテーマとする講習(講演会)を開催すること。
- ② チェーンメールは転送しないことを指導すること。
- ③ SNS の正しい利用の仕方を指導すること。
- ④ 学校ネットパトロールの実施と相談窓口を周知すること。
- ⑤ 正しいネットモラル、ネットリテラシーについて指導すること。

おわりに

本方針は、入学時・年度始めにおいては全児童・全保護者・関係諸機関に説明するものとする。また、学校ホームページで公開することで、地域住民に知らせるものとする。

学校・保護者・地域住民の三者が基本方針の内容を共通理解し、共通行動をとることで、羽生市立新郷第二小学校が「いじめゼロ」で、児童が安心・安全な学校生活を送れるようにするものである。

相談窓口名称	運営主体	連絡先	開設時間	定休日	備考
彩の国よりそう みんなの電話・メール教育相談	埼玉県教育委員会	①子ども用 #7300 又は 0120-86-3192 ②保護者用 048-556-0874 ③Eメール soudan@sp ec.ed.jp	毎日24時間	年中無休	いじめ・不登校・学校生活・生活などに関する悩みについての相談
面接相談 ※予約制	埼玉県教育委員会	048-556-4180	月～金 9:00～17:00	土、日、祝日、年末年始	子ども・保護者・関係教職員
SNSを活用した教育相談	埼玉県教育委員会		月～金 17:00～22:00	土・日・祝日・年末年始	中学生以上
埼玉県警察少年サポートセンター	埼玉県警	①子ども用 048-861-1152 ②保護者用 048-865-4152	月～金 8:30～16:15	土、日、祝日、年末年始	
熊谷児童相談所	埼玉県	048-521-4152	月～金 8:30～18:15	土、日、祝祭日、年末年始	児童に関する全ての相談に対応
子どもスマイルネット	埼玉県	048-822-7007	毎日 10:30～18:00	祝日、年末年始	児童に関する全ての相談に対応
子どもの人権110番	法務省	0120-007-110	月～金 8:30～17:15	土、日	
さいたまチャイルドライン	特定非営利活動法人さいたまチャイルドライン	0120-99-7777	毎日 16:00～21:00		
埼玉いのちの電話 (子どもライン)	社会福祉法人埼玉いのちの電話	048-640-6400	金、土 15:00～21:30	月～木、日	